

## 令和3年度前期ナイターテニス教室の中止に係る返金について

コロナ禍の影響により、残念ながら一部日程を実施した後、中止とさせていただいた前期ナイターテニス教室について、参加料としていただいた金額の一部を返金させていただきましたが、このたび、返金されなかった費用の内容を教えてくださいとのご意見をいただきましたので、ここでお知らせいたします。

まず、当協会が実施する教室は、皆様方からいただく参加料をもって実施することを原則としている中で、今回、お一人あたり、参加料 22,880 円をいただき、中止した分として 18,290 円を返金させていただきました。

差額の 4,590 円につきましては、教室開始時に支払う必要があった費用及び、実施回に必要であった費用（スポーツ保険料、コーチ謝金、テニスボール購入費、テニスコート使用料、コロナ感染防止対策費、教室運営費）となり、これを差し引いた上で返金させていただきました。

前期ナイターテニス教室につきましては、できるだけ開催していきたいと考えておりましたが、国や県、市のコロナ対策を踏まえ、中止せざるを得ない状況となってしまいました。

皆様にはご迷惑をおかけいたしました。今後とも、安全・安心な状態でテニス教室を実施してまいりますので、何卒ご理解、ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。